

ID: 817

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	受益者からの分担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第91条第3項の規定による。 (都道府県営土地改良事業の分担金等) 第91条 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日